

## おひさまケア 居宅介護支援事業所 高齢者虐待防止のための指針

### 1 基本的な考え方

居宅介護支援事業所おひさまケア（以下「事業所」という。）は、利用者の権利擁護のため、高齢者虐待（以下「虐待」という。）を受けている状態又は虐待が疑われる状態にある高齢者について、適切な対応を確保することで、高齢者の尊厳を守り、安心して生活できるように早期発見・早期対応に努め、利用者が介護サービスを適切に利用できるように支援する。

### 2 虐待の定義

虐待に該当する行為の定義は、次のとおりとする。

#### (1) 養護者による虐待

養護者が利用者に対して行う次に掲げる行為とする。

##### 1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え又は正当な理由なく高齢者の身体を拘束すること。

##### 2) 介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など擁護を著しく怠ること。

##### 3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

##### 4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

##### 5) 経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者から財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

#### (2) 職員による虐待

職員が利用者に対して行う次の各号の行為とする。

##### 1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

##### 2) 介護・世話の放棄・放任

利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

##### 3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

#### 4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること。

#### 5) 経済的虐待

利用の財産を不当に処分することその他当該利用者から財産上の利益を得ること。

### 3 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織について

運営規定第9条に則り、事業所は、虐待防止及び早期発見に組織的に取り組み、虐待が発生した場合は再発を確実に防止することを目的に、次のとおり虐待防止検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は管理者及び役員で構成される。

委員会は6カ月に1回以上定期開催する。必要に応じて随時開催する。

### 4 職員研修について

(1)事業所は、職員が虐待防止に関する基礎的な知識を身に付け、利用者の権利擁護に対する認識を深めることができるよう職員研修を次のとおり開催する。

1)新規採用：採用後3か月以内

2)継続研修：年1回以上

(2)職員研修の開催は、虐待防止に関する外部研修等への参加に代えることができることとする。

(3)事業所は、前2号の研修に職員を積極的に参加させるように努めることとする。

### 5 虐待が発生した場合の対応方法について

事業所は、虐待の発生を把握した場合に、次のとおり対応する。

(1)利用者、その家族、職員等から虐待の相談又は報告をうけたときは、本指針に基づき、適切に対応する。

(2)虐待が発生した場合（疑いを含む。）には、速やかに市区町村・地域包括支援センターに通報し、市区町村・地域包括支援センターの行う事実確認に協力する。

(3)職員による虐待が判明した場合は、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。

(4)虐待の事実が確認された場合は、委員会を開催し、再発防止策の検討又はその効果の評価を行い、虐待の原因の除去と再発防止に努めることとする。

### 6 虐待に関する相談・報告体制について

事業所は、本指針による虐待防止に関する措置を適切に実施するため、虐待受付担当者（以下「担当者」という。）を置き、次のとおり対応するものとする。担当者には鈴木秀幸を任ずる。

職員が他の職員による虐待を発見した場合は、担当者へ速やかに報告する。虐待者が担当者本人であった場合には、その上席に報告する。

(2) 担当者は、受付記録を作成し管理者へ報告する。また、その後の経過についても適宜記録を作成する。

(3) 管理者は、担当者からの報告等により虐待の事実（疑いを含む。）を把握した場合は速やかに市区町村・地域包括支援センターへ通報し、市区町村・地域包括支援センターの行う事実確認に協力する。

(4) 管理者は、発見者の情報について秘匿した上で経過等の記録を委員会において提示し当該事案の検証、再発防止策の作成を行う。

(5) 事業所は、検討した再発防止策を職員等に周知する。

## **7 成年後見制度等の利用支援について**

事業所は、利用者又はその家族に対して、成年後見制度等について説明し、必要に応じて尾張東部権利擁護支援センター、社会福祉協議会等の相談窓口適切につながるよう支援に努める。

## **8 苦情解決方法について**

事業所は、苦情受付担当者を置き、苦情解決に向けて対応する。虐待に関する苦情相談があった場合や、苦情内容から虐待が疑われる場合においては、担当者と連携できるよう次のとおり対応する。

(1) 苦情受付担当者は、虐待に関する苦情相談があった場合は、相談を受け付け、管理者に報告する。

(2) 苦情受付担当者は、管理者に報告後、担当者と情報を共有する。その後の虐待発生時の対応については担当者が行う。

(3) 管理者および苦情受付担当者は、相談者に不利益が生じないよう相談者の個人情報の取り扱いに細心の注意を払う。

## **9 利用者に対する指針の閲覧について**

事業所は、本指針をいつでも閲覧できるように文書の掲示を行う。また、インターネット上に掲載し、いつでも閲覧が可能な状態とする。

## **10 その他虐待の防止の推進について**

(1) 事業所は、虐待防止に関する情報の収集に努め、常に適切な支援、対応ができるよう体制を整備する。

(2) 職員が養護者による虐待を発見した場合又は担当者が養護者による虐待に関する相談若しくは報告を受けた場合の対応は、本指針を準用し、適切に対応することとする。

(3) 事業者は、虐待が発生した場合に早期に発見できるよう以下の取り組みを実施する。

1) 利用者の様子を日頃から観察し、変化を迅速に察知できるよう努める。

2) 虐待の証拠の有無に関わらず、虐待が疑われる場合には市区町村に通報を行う。

3) 事業所は、虐待を発見した者が解雇等その他不当な扱いを受けることがないように、発見者に関する情報の取り扱いには細心の注意を払う。

4) 本指針に定めのない事項については、委員会にて協議する。

付則

この指針は、令和6年4月1日から施行する。